

大阪府の「事業活動のエネルギー対策制度」

大阪府温暖化の防止等に関する条例を改正しました。

この制度は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出や排熱の抑制を促進し、地球温暖化やヒートアイランド現象の防止・緩和を図るものです。具体的には、エネルギーの多量消費事業者（＝温室効果ガスの排出量が多い事業者）を対象に、温暖化の対策計画書や実績報告書の届出や、府によるその内容の概要の公表を行います。

温室効果ガスの抑制対策をより効果的に推進するため、大阪府温暖化の防止等に関する条例を一部改正し、平成 24 年 4 月 1 日より施行しました。

改正のポイント

- 届出を義務付ける事業者の対象範囲を改正しました。
- 必要に応じて、事業者への技術的な助言や立入調査を行います。

対象事業者

平成 24 年 4 月 1 日施行

府内に設置している全ての事業所のエネルギー使用量（原油換算値）が、合計 1,500kl/年以上である事業者



※連鎖化事業者のうち、府内に設置している加盟店を含む全ての事業所のエネルギー使用量（原油換算値）が、合計して 1,500kl/年以上である事業者



変更なし
府内で一定規模以上の自動車（トラック 100 台以上等）を使用する事業者



※連鎖化事業者（フランチャイズチェーン等）

定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行っており、次の(1)及び(2)の両事項を加盟店との約款等で満たしている事業者をいう。

- (1) 本部が加盟店に対し、加盟店のエネルギー使用の状況に関する報告をさせることができること。
- (2) 加盟店の設備に関し、以下のいずれかを指定していること。
 - ・空気調和設備の構成機種、性能又は使用方法
 - ・冷凍又は冷蔵機器の機種、性能又は使用方法
 - ・照明にかかる機種、性能又は使用方法
 - ・加熱及び調理機器の機種、性能又は使用方法

ただし、

- ・事業者の対象範囲の改正により、新たに条例対象となった事業者については、施行日から一年間は適用されません。
- ・平成 21～23 年度の各年度を初年度とする対策計画書を提出した事業者については、その計画期間に係る実績報告書等は、改正前の様式により届出を行うものとします。



改正前の条例における対象事業者

府内に、エネルギー使用量（原油換算値）が 1,500kl/年以上である事業所を持つ事業者

府内に、24 時間営業を常態とし、府内の総エネルギー使用量（原油換算値）が 1,500kl/年以上の事業者

府内で一定規模以上の自動車（トラック 100 台以上等）を使用する事業者

